

壱岐市U I ターン促進短期滞在費補助金交付申請 について



【提出・問合せ先】 壱岐市役所 企画振興部 政策企画課（0920-48-1134）

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

壱岐市長 白川 博一 様

申請者 住所
氏名

㊞

令和 年度壱岐市U I ターン促進短期滞在事業移住活動補助金等交付申請書

令和 年度において、壱岐市U I ターン促進短期滞在事業移住活動補助事業
について補助金 円を交付されるよう、壱岐市補助金等交付規則第4
条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 活動計画書 | 1 | 通 |
| 2 | 補助金計算書 | 1 | 通 |
| 3 | その他 | | 通 |

様式第1号（第7条関係）

壱岐市U I ターン促進短期滞在事業移住活動計画書

年 月 日

壱岐市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

1 補助対象活動の内容

次の活動の中から該当するものを選び、番号に○印を付けてください。（複数可）

- (1) 壱岐市内で住居を探す活動
- (2) 壱岐市内で仕事を探す活動
- (3) 壱岐市内への移住や就業を目的に、壱岐市内での視察、体験活動、研修等に
参加する活動
- (4) 壱岐市内への移住を検討又は移住を実施するために必要な相談に係る活動
- (5) 移住活動の一環として、壱岐市の文化や歴史、風土、気候等を知るための活
動（移住後の生活に必要な情報収集に係るものに限る。）

2 宿泊概要等

宿泊期間	年 月 日から 年 月 日まで			宿泊数	泊
宿泊施設					
宿泊料金（見込み）	円		宿泊人数	人	
同行者	氏名	職業又は就学状況	年齢	性別	申請者との関係
レンタカー等予約内容 ※レンタカー等を使用 する場合に記載して下 さい	事業所名				
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）			
	使用料金	円（見込み）			
補助申請額 ※100円未満の端数 切捨て	内 訳	宿泊補助	円		円
		レンタカー等補助	円		

※宿泊補助＝宿泊料金×1／2×宿泊期間（～14泊まで）

※レンタカー補助＝レンタカー等使用料金×1／2×使用期間

3 現在検討中の移住形態等

(1) 移住予定時期（下記のいずれかに○）

1年以内 2年以内 3年以内 年 月頃

(2) 住居

購入 ・ 賃貸 / 一戸建て ・ アパート（マンション）

購入の場合の予算 円 / 賃貸の場合の予算 円 / 月
条件等

(3) 職業

産業 第一次 ・ 第二次 ・ 第三次 ⇒（具体的に ）
形態 自営 ・ 起業 ・ 就職 ・ パート ・ 研修

壱岐市U I ターン促進短期滞在費補助金計算書

●補助額の計算【宿泊補助金】

A：宿泊料金（1泊）	B：左記計算額
円 × 1 / 2 =	円

← 100円未満は切り捨てること。
 ↓
 ← 限度は2,000円につき、超える金額は切り捨てること。

C：1泊の補助金額	×	D：泊数	=	E：1人当たりの補助金総額
円		泊		円

※ 2泊以上14泊以下

E：1人当たりの補助金総額	×	F：人数	=	G：補助金総額
円		人		円

●補助額の計算【レンタカー等補助金】

H：レンタカー等使用料金（1日）	I：左記計算額
円 × 1 / 2 =	円

← 100円未満は切り捨てること。
 ↓
 ← 限度は2,000円につき、超える金額は切り捨てること。

J：1日の補助金額	×	K：日数	=	L：補助金総額
円		日		円

●合計【宿泊補助金+レンタカー等補助金】

G：補助金総額	+	L：補助金総額	=	補助金額
円		円		円

誓 約 書

年 月 日

壱岐市長 様

住 所

氏 名

⑩

私は移住・定住促進プロジェクト事業の申請に係る審査のため、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

- (1)壱岐市及び移住前の住所地の市区町村において市税等の滞納をしていないこと。
- (2)壱岐市が本申請に必要となる情報につき、調査が必要となる機関に対し、必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることに同意すること。また、このことについて同機関へ同意している旨を伝えることへの承認。
- (3)過去において、この事業に係る同じ補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5)申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (6)生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- (7)市が実施するアンケート等に対して協力すること。
- (8)その他この事業に係る要綱等に掲げる要件に違反、虚偽の申請をしていないこと。
- (9)次に掲げる各補助金に係る事項について。

【壱岐市U I ターン促進短期滞在費補助金】

移住を目的とする活動を毎日行い、観光その他移住以外に関わる目的はないこと。

【壱岐市移住者賃貸住宅家賃補助金・壱岐市移住者住宅等支援事業補助金】

- (1)移住する理由が転勤、出向等職務上のもの、その他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (2)定住（移住後又は転居後少なくとも5年以上市内に居住）する意思があること。
- (3)住宅の購入、改修又は賃貸する場合にあっては、購入する空き家等、賃借する住宅の所有者又は改修を請け負う者の3親等以内の親族又は同世帯でないこと。
- (4)移住後、地域の自治公民館に所属または、所属する意思があること。